

## 第4章 その他

### 第1節 東京都高齢者保健福祉計画作成委員会

#### 及び東京都高齢者保健福祉計画作成委員会起草委員会 審議経過等

開催日時		審議内容
第1回 作成委員会	平成20年5月30日	○ 「東京都高齢者保健福祉計画」の作成について
第2回 作成委員会	7月30日	○ 「東京都高齢者保健福祉計画」に盛り込むべき内容について
第1回 起草委員会	8月22日	○ 東京都高齢者保健福祉計画の現状・課題・施策の方向性について
第2回 起草委員会	10月10日	○ 「地域における高齢者福祉に関わる住民活動等の事例」の掲載候補の審査について ○ 東京都高齢者保健福祉計画の中間のまとめ（素案）について
第3回 起草委員会	11月14日	○ 東京都高齢者保健福祉計画の中間のまとめ（素案）について
第3回 作成委員会	12月18日	○ 東京都高齢者保健福祉計画 平成21年度～23年度 中間のまとめ（素案）について
第4回 作成委員会	平成21年1月22日	○ 「東京都高齢者保健福祉計画」中間のまとめ（案）について
	1月29日～2月9日	○ 「中間のまとめ」パブリックコメントの実施
第5回 作成委員会	2月20日	○ 「中間のまとめ」に関するパブリックコメントの状況について ○ 「東京都高齢者保健福祉計画」（最終案）について

## 第2節 東京都高齢者保健福祉計画作成委員会 委員名簿

(五十音順)

氏名	所属等
阿部 智子	東京訪問看護ステーション協議会 副会長
五十嵐 さち子	社団法人全国有料老人ホーム協会 事務局次長・総務部長
◎市川 一宏	ルーテル学院大学 学長
井上 恵司	社団法人東京都歯科医師会 公衆衛生担当理事
香取 眞恵子	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 介護保険居宅事業者連絡会 副運営委員長
蒲生 七郎	社団法人東京都老人クラブ連合会 事務局長
狩野 信夫	東京都福祉保健局高齢社会対策部長
川尻 禮郎	東京都民生児童委員連合会 会長
今 裕司	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 センター部会部 会長代行
齋藤 博	特別区介護保険担当課長会 (港区保健福祉部高齢者計画担当課長)
酒井 威	特別区高齢福祉主管課長会 (葛飾区福祉部高齢者支援課長)
笹井 肇	市町村高齢者・介護保険担当課長会 (市部) (武蔵野市健康福祉部高齢者支援課長)
塩見 清仁	東京都シルバー人材センター連合 事務局長 (平成20年7月15日まで)
鈴木 博之	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
関根 和男	市町村高齢者・介護保険担当課長会 (町村部) (瑞穂町福祉保健部高齢者福祉課長)
園田 眞理子	明治大学理工学部建築学科 准教授
高原 敏夫	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 高齢者施設福祉部会 会長
田倉 英明	東京都シルバー人材センター連合 事務局長 (平成20年7月30日から)
田辺 まさ子	公募委員
玉木 一弘	社団法人東京都医師会 理事

氏名	所属等
永田久美子	認知症介護研究・研修東京センター 主任研究主幹
日置豊見	東京都福祉保健局参事（企画担当）（平成20年7月30日から）
○平岡公一	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科 教授
前川和弘	公募委員
松井多美雄	福祉保健局企画担当部長（平成20年7月15日まで）
安章浩	公募委員
和気康太	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授
和田行男	東京都地域密着型サービス事業者連絡協議会 代表

◎：委員長、○：副委員長

#### 東京都高齢者保健福祉計画作成委員会起草委員会 委員名簿

（五十音順）

氏名	所属等
鈴木博之	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
玉木一弘	社団法人東京都医師会 理事
◎平岡公一	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科 教授
○和気康太	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授

◎：委員長、○：副委員長

### 第3節 東京都高齢者保健福祉計画作成委員会 設置要綱

平成20年5月9日

20福保高計第5号

福祉保健局長決定

(目的)

第1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づく「都道府県老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づく「都道府県介護保険事業支援計画」を一体的に検討し、平成21年度から平成23年度までの3か年における東京都の高齢者施策を総括する「東京都高齢者保健福祉計画」（以下「高齢者計画」という。）の作成を目的として、「東京都高齢者保健福祉計画作成委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、高齢者計画に関し、次の事項を検討する。

- (1) 東京都の高齢者施策に係る政策目標と課題
- (2) 介護保険対象サービスに係る現状及び今後の量の見込み
- (3) 介護保険対象サービスを提供するための基盤の確保及び質の向上
- (4) 介護保険対象サービスの円滑な提供を図るための事業
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3 委員会は、学識経験者、都民団体、事業者団体、区市町村及び都民等のうちから、福祉保健局長が委嘱する26名以内の委員で構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、副委員長を指名することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(招集等)

第6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、第3に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会が定める事項について調査・検討する。

3 専門部会の専門部会長及び専門部会委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

4 専門部会長は、専門部会の会議を主催する。

5 専門部会長に事故があるときは、あらかじめ専門部会長が指定する者がその職務を代理する。

(専門部会の招集等)

第8 専門部会は、専門部会長が招集する。

2 専門部会長は、必要があると認めるときは、関係者に専門部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 委員長は、専門部会に出席し、発言することができる。

(幹事)

第9 委員会における調査・研究の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。

2 幹事は、福祉保健局長が任命する。

3 幹事は、委員会及び専門部会に出席し、調査・検討に必要な情報を提供する。

(会議の公開)

第10 委員会及び専門部会の会議は、公開で行う。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(報告)

第11 委員会は、検討を終了したときは、その結果について福祉保健局長に報告するものとする。

(庶務)

第12 委員会の庶務は、福祉保健局高齢社会対策部計画課において処理する。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は平成20年5月9日から施行し、平成21年3月31日をもって廃止する。

## 第4節 区市町村 協議経過等

開催日	項目	主な議題・内容
平成20年 5月～6月	介護保険事業計画に 関するヒアリング (区市町村別)	○介護給付等のサービス量の見込みと実績 ○施設整備の考え方 ○事業計画作成に当たっての考え方、課題等
7月4日	計画改定に向けた 区市町村説明会	○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を 確保するための指針の改正(案)について ○介護保険料について ○介護療養型医療施設の転換について
8月27日	計画改定に向けた 区市町村説明会	○広域調整の基本的な考え方について ○介護給付等対象サービス量の見込みについて
10月14日 ～28日	計画担当者意見交換会 (老人福祉圏域別)	○必要入所(利用)定員総数について ○施設整備について ○地域密着型サービスの整備について
12月9日	計画改定に向けた 区市町村説明会	○必要入所(利用)定員総数について ○東京都高齢者保健福祉計画について

